

本宮市国民健康保険
第4期特定健康診査等実施計画



令和6年3月

本 宮 市

《 目 次 》

【序 章】 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の性格と期間	
4. 本宮市国民健康保険の現状	
5. 第3期実施計画の実績と評価	
【第1章】 第4期実施計画における実施目標	7
1. 各年度の目標値（推計）	
2. 各年度の目標受診者数（推計）	
3. 国民健康保険被保険者数の推移と推計	
【第2章】 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	8
1. 特定健康診査の実施方法	
2. 特定保健指導の実施方法	
3. 年間スケジュール	
【第3章】 個人情報保護	11
1. 個人情報保護に関する法令の遵守	
2. 守秘義務規定	
【第4章】 特定健康診査等実施計画の公表・周知	11
【第5章】 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	12

【序 章】 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

医療保険の保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、平成20年度から40～74歳の加入者を対象とする内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対し保健指導（特定保健指導）を実施することとされました。

また、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法、目標、成果等に関する基本的事項及び計画の作成に関する重要事項を定めた「特定健康診査等基本指針」に則して、5年（第3期以降6年）を1期とする「特定健康診査等実施計画」を定めることとされました。

特定健診・特定保健指導は、第1期・第2期・第3期の16年間の実績を踏まえ、加入者の健康の保持・増進や医療費適正化等の観点から極めて重要な保険者機能と位置付けられ、実施率の更なる向上が求められています。

国は、第3期特定健診等実施計画策定にあたって、保険者の厳しい財政状況や専門職の限られた人的資源の中、実施率の向上を達成する観点から、ICTの活用や現場での効率化の工夫・改善が欠かせないとし、特定健診項目及び特定保健指導の実施方法など制度の運用を大幅に見直しました。

第3期に引き続き、第4期特定健診等実施計画策定についても、特定保健指導の実施方法など制度の運用を見直したところです。

以上を踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律第十九条及び特定健康診査等基本指針に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法・目標・評価等に関する基本的な事項を主眼とする第4期特定健診等実施計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画の策定は、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）」第十九条の規定により、市町村の義務とされており、保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものです。

また、本計画は、本宮市総合計画などの市の他計画との整合性を図るものとします。健康増進法第九条に基づく指針等と調和を保つとともに、「本宮市総合計画」「第3次本宮市健康増進・食育推進計画」「本宮市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」など諸計画と整合性・調和を図るものとします。

3. 計画の性格と期間

本計画は、国の「特定健康診査等基本指針」に基づき、国民健康保険の医療保険者である本宮市が策定する計画であり、特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について「特定健康診査等実施計画」として定めます。

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度とし、6年後に見直しを行うこととされています。

4. 本宮市国民健康保険の現状

本宮市の直近（令和3年度）の年代別、性別の特定健康診査の受診率をみると、男性については、64歳以下の若年層が65歳以上に比べ格段に低くなっています。

女性については概ね、男性より受診率は高いですが、59歳以下の世代ではそれ以降と比べると低くなっています。

本市の健診受診率は、県、国平均を上回っていますが、県内の順位では中位となっています。未受診者の状況では、男性の56.1%、女性の47.6%が連続未受診となっています。

図表1 年齢区分・性別特定健康診査受診率

	男性			女性		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率
40-44歳	124	26	21.0%	91	29	31.9%
45-49歳	113	32	28.3%	92	20	21.7%
50-54歳	134	39	29.1%	98	37	37.8%
55-59歳	147	37	25.2%	130	42	32.3%
60-64歳	255	74	29.0%	267	131	49.1%
65-69歳	536	249	46.5%	595	321	53.9%
70-74歳	788	391	49.6%	775	431	55.6%
計	2,097	848	40.4%	2,048	1,011	49.4%

※抽出データ：KDB「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

図表2 特定健診受診率の推移（県との比較）

	保険者				県	同規模	国
	健診対象者(人)	受診者数(人)	受診率	順位			
平成30年	4,398	2,103	47.8%	県内31位	42.7%	41.3%	37.5%
令和元年	4,227	2,029	48.0%	県内33位	43.3%	41.5%	37.7%
令和2年	4,184	1,803	42.9%	県内31位	37.8%	35.7%	33.5%
令和3年	4,145	1,859	45.0%	県内41位	42.3%	39.3%	36.1%
令和4年	3,988	1,901	47.8%	県内33位	42.9%	39.7%	35.3%

※抽出データ：KDB「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」 ④本宮市：法定報告

図表3 健診受診状況（過去3年間の健診受診者について受診状況）

	男性						女性					
	連続受診		不定期		未受診		連続受診		不定期		未受診	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
40-44歳	9	4.9%	32	17.6%	141	77.5%	9	6.3%	31	21.5%	104	72.2%
45-49歳	19	11.6%	19	11.6%	126	76.8%	9	6.7%	23	17.0%	103	76.3%
50-54歳	24	13.6%	33	18.8%	119	67.6%	22	15.2%	29	20.0%	94	64.8%
55-59歳	20	10.8%	34	18.3%	132	71.0%	27	14.8%	38	20.9%	117	64.3%
60-64歳	34	10.5%	71	21.8%	220	67.7%	63	17.9%	104	29.6%	184	52.4%
65-69歳	154	23.0%	183	27.3%	334	49.8%	211	31.0%	207	30.4%	262	38.5%
70-74歳	289	33.0%	213	24.3%	375	42.8%	326	38.3%	205	24.1%	320	37.6%
計	549	21.3%	585	22.7%	1,447	56.1%	667	26.8%	637	25.6%	1,184	47.6%

※抽出データ：令和元年～令和03年度 KDB「介入支援管理」

5. 第3期実施計画の実績と評価

①医療費の推移

本宮市国民健康保険の医療費は、令和2～3年度に流行した新型コロナウイルス感染症の影響で減少しましたが、令和4年度以降は増加に転じています。

性年齢別の1人当たり医療費では、男性は加齢とともに上昇していますが、女性は50歳代が最も高くなっています。

図表4 国保総医療費及び後期総医療費の経年比較

(単位：円)

	国保			後期		
	医療費	1人当たり医療費	受診率(%)	医療費	1人当たり医療費	受診率(%)
平成30年	2,107,379,280	345,036	845.10	3,371,159,550	782,040	1349.55
令和元年	2,134,696,800	363,648	839.64	3,400,172,120	785,292	1327.82
令和2年	1,949,422,920	337,920	792.25	3,256,595,100	763,236	1271.36
令和3年	1,992,175,570	349,584	830.81	3,303,473,870	790,116	1301.98
令和4年	2,104,062,240	378,468	857.69	3,340,839,570	782,388	1308.33

※受診率 = (レセプト件数 ÷ 被保険者数) × 100

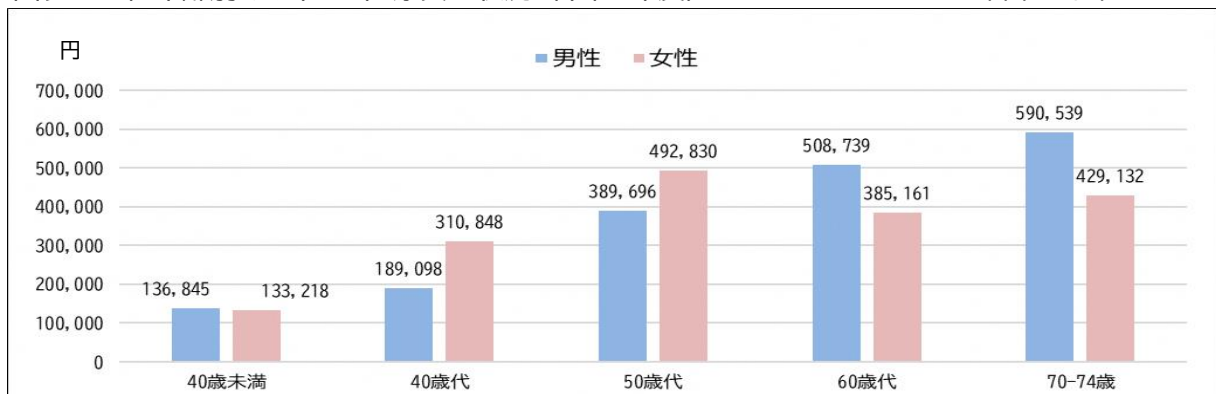


※医療費 = 内科+調剤+歯科

※抽出データ：KDB「健診医療介護からみる地域の健康課題」

図表5 性年齢別1人当たり医療費の状況 (令和4年度)

(単位：円)



※抽出データ：KDB「医療の状況」

②第3期特定健康診査等実施計画の目標値及び達成状況

令和2年度から2年間以上にわたり流行した新型コロナウイルス感染症の影響による特定健康診査の受診控えのため、令和元年度まで伸び続けた受診率は大きく後退しましたが、令和4年度以降は持ち直してきました。

特定保健指導については令和3年度以降、集団健診時での「分割保健指導」の導入により実施率は向上しています。

図表6 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健康診査	目標値	45%	48%	51%	54%	57%
	実績値	47.8%	48.0%	42.9%	45.0%	47.8%
特定保健指導	目標値	25%	32%	39%	46%	53%
	実績値	13.3%	17.4%	15.3%	28.7%	33.2%

※抽出データ：法定報告

③メタボ予備群・該当者の状況

メタボリックシンドローム該当者の割合は22%台～23%台、予備群の割合は11%台～12%台で改善の兆しはみられません。

図表7 メタボリックシンドローム該当者・予備群の推移

総計		健診受診者	腹囲のみ	予備群			該当者					
				高血糖	高血圧	脂質異常症	血糖+血圧	血糖+脂質	血圧+脂質	3項目全て		
平成30年	人数(人)	2,103	100	268	13	200	55	502	101	24	217	160
	割合	100.0%	4.8%	12.7%	0.6%	9.5%	2.6%	23.9%	4.8%	1.1%	10.3%	7.6%
令和元年	人数(人)	2,029	76	251	12	184	55	446	91	20	179	156
	割合	100.0%	3.7%	12.4%	0.6%	9.1%	2.7%	22.0%	4.5%	1.0%	8.8%	7.7%
令和2年	人数(人)	1,803	52	206	14	152	40	430	95	15	160	160
	割合	100.0%	2.9%	11.4%	0.8%	8.4%	2.2%	23.8%	5.3%	0.8%	8.9%	8.9%
令和3年	人数(人)	1,859	54	230	10	169	51	422	80	28	177	137
	割合	100.0%	2.9%	12.4%	0.5%	9.1%	2.7%	22.7%	4.3%	1.5%	9.5%	7.4%
令和4年	人数(人)	1,901	52	219	21	155	43	420	66	24	180	150
	割合	100.0%	2.7%	11.5%	1.1%	8.2%	2.3%	22.1%	3.5%	1.3%	9.5%	7.9%

※抽出データ：KDB「様式5-3」

【第1章】 第4期実施計画における実施目標

国の「特定健康診査等基本指針」に基づき、第3期実施計画最終年度である令和11年度までに、特定健康診査受診率と特定保健指導実施率を各々60%とすることを目標とする。

1. 各年度の目標値（推計）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	39%	43%	48%	54%	60%

2. 各年度の目標受診者数（推計）

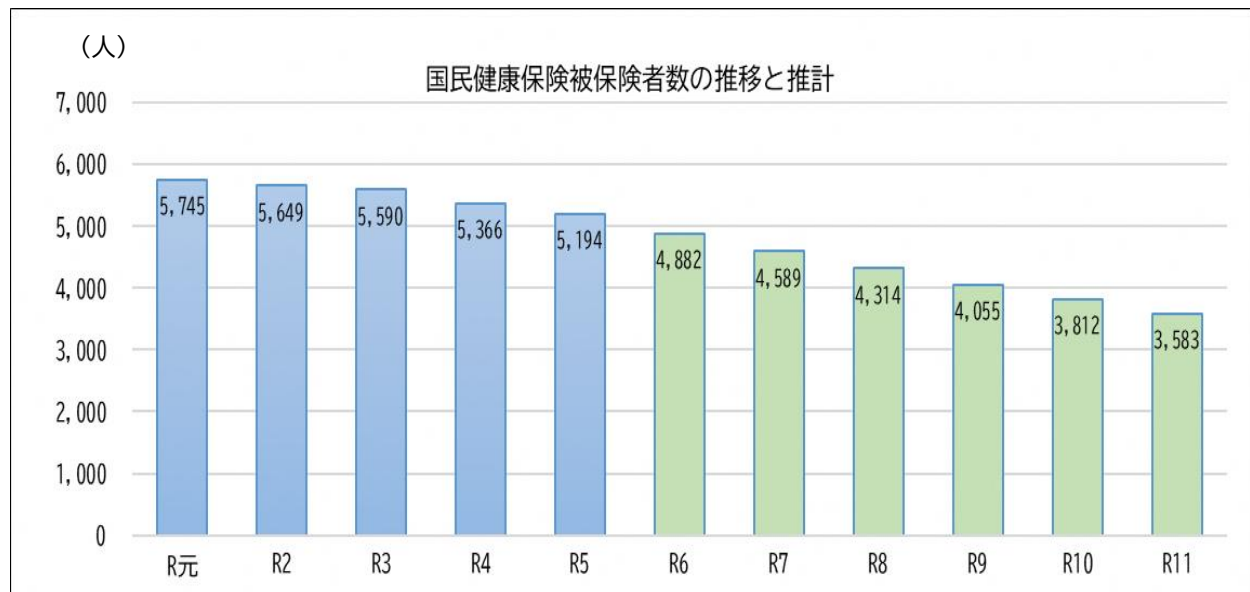
単位：人

	年代	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
特定健康診査	40～64歳	202	231	200	226	195	221	190	215	187	209	180	204
	65～74歳	620	750	606	733	591	715	576	697	561	679	546	660
特定保健指導	40～64歳	19	9	21	10	23	11	25	12	27	13	28	14
	65～74歳	29	22	33	25	36	27	39	30	42	32	44	34
特定健康診査対象者数推移		3,606		3,394		3,188		2,996		2,820		2,650	

3. 国民健康保険被保険者数の推移と推計

本宮市の国民健康保険被保険者数は、被用者保険への加入、高齢化による後期高齢者増により、年々減少する傾向にある。

(単位：人)



資料：本宮市成果報告書

【第2章】 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1. 特定健康診査の実施方法

①対象者

本宮市国民健康保険に加入している40～74歳の方

②実施医療機関

- 1) 集団検診：福島県保健衛生協会
- 2) 施設検診：安達医師会の協力医療機関

③実施項目

1) 基本的な健診項目

- 問診
- 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- 血圧測定
- 血液検査
 - ・脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）
 - ・血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）
 - ・肝機能検査（AST・ALT・γ-GT）
- 尿検査（尿蛋白・尿糖・尿潜血）

2) 詳細な健診項目

- 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
- 心電図検査
- 眼底検査
- 血清クレアチニン

3) 市独自項目

- 尿中微量アルブミン検査

④実施期間

- 1) 集団検診：6月中旬～8月上旬に実施。
- 2) 施設検診：6月1日～翌年2月末に実施。

⑤特定健康診査受診方法

実施期間内に受診券と国民健康保険被保険者証を提出して、特定健康診査を受診する。

⑥自己負担額

特定健康診査に係る自己負担額は1,000円とする。

2. 特定保健指導の実施方法

①対象者

「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月厚労省）」に基づき、特定健康診査受診者を「動機付け支援」「積極的支援」に区分し実施する。

②実施医療機関

- 1) 動機付け支援：市内指定医療機関
- 2) 積極的支援：市内指定医療機関

③実施期間

特定健康診査受診後、保健指導利用対象者であることの判定を行い、初回支援を実施する。

④特定保健指導利用方法

実施期間内に利用券と国民健康保険被保険者証を実施機関に提出し、特定保健指導を利用する。

⑤自己負担額

特定保健指導利用に係る自己負担額は無料とする。

⑥特定保健指導対象者（階層化）

腹 囲	追加リスク	④喫煙歴	対 象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40～64歳	65～74歳
≧85cm（男性） ≧90cm（女性）	2つ以上該当		積極的 支 援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上 記 以 外 で BMI ≧ 25	3つ該当		積極的 支 援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当			

3. 年間スケジュール

特定健康診査及び特定保健指導の年間スケジュールについては下表のとおり実施するものとするが、実際に実施する中で不都合等があれば適宜見直しを行う。

年間スケジュール

月	特定健康診査	特定保健指導
4月	<ul style="list-style-type: none">・ 集団検診、施設検診契約締結・ 集団検診開始（～8月上旬）	<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導契約締結・ 特定保健指導開始
9月		<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導対象者の抽出（委託分）・ 特定保健指導案内の発送（委託分）
10月	<ul style="list-style-type: none">・ 翌年度事業計画検討	
2月	<ul style="list-style-type: none">・ 特定健康診査対象者の抽出・ 受診券発行準備	
3月		<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導終了

【第3章】 個人情報の保護

1. 個人情報保護に関する法令の遵守

保険者は、特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行うとともに、本宮市個人情報保護条例を遵守する。また、特定健康診査・特定保健指導を外部委託する場合には、契約書や仕様書に個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止を定めるとともに、信頼性や安全性の高い委託先を選定し、安全性確保が行われているかどうか監督を行う。

2. 守秘義務規定

国民健康保険法

第二百二十条の二 保険者の役員もしくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以上の懲役又は百万円以上の罰金に処する。

高齢者の医療の確保に関する法律

第三十条 第二十八条の規定により保険者が特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合はその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

【第4章】 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第十九条三項に基づき、特定健康診査等実施計画をホームページ等に掲載する。

【第5章】特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

目標値の達成状況及びその進捗状況等について、定期的に評価を行い、その評価を基に必要なに応じて実施計画の見直しを行う。

《評価内容および方法》

①特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

毎年度、国への実績報告を活用し、受診率・実施率を確認、実施計画における目標値の達成状況を把握する。また、その経年推移についても把握し、評価を行う。

②内臓脂肪症候群該当者・予備群の減少率

特定保健指導の実績を検証するための指標として、毎年度、国への実績報告を活用して減少率を確認、その経年変化を把握する。また適宜、特定保健指導利用者の特定健康診査結果の改善状況や、特定保健指導前後でのメタボリックシンドローム診断基準の改善状況等をみることで特定保健指導の効果を分析する。

③その他

毎年度、実施方法や内容・スケジュールについて、実施計画上の内容と実際の事業の実施状況を比較・評価し計画の進捗状況の管理を行う。

本宮市国民健康保険
第4期特定健康診査等実施計画
《令和6年度～令和11年度》

発 行 福島県本宮市
編 集 本宮市役所 市民部市民課国保年金係
住 所 〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212
電 話 0243-24-5342 (直通)
F a x 0243-34-3138